# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
4	軽自動車税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

新潟県五泉市長

### 公表日

令和7年9月25日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務				
②事務の概要	地方税法に基づき、軽自動車等の所有者に対する軽自動車税の賦課、異動、照会、証明書の発行及び納税通知書発行等の事務を行う。 ・軽自動車税課税台帳の管理 ・軽自動車税の異動処理、課税客体の情報照会及び回答に関する事務 ・登録、廃車申告書に基づく標識交付、返納及び標識交付証明書、廃車証明書の発行に関する事務 ・軽自動車税の賦課及び納税通知書の出力、発行に関する事務 ・その他軽自動車税に関する事務				
③システムの名称	<ul> <li>・軽自動車税システム</li> <li>・宛名管理システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・住登外者宛名番号管理システム</li> <li>・統合収納管理システム</li> <li>・統合滞納管理システム</li> </ul>				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)賦課情報ファイル
- (2)車両情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号利用法第9条別表24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>		
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、49の項		
	(情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項		

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 五泉市税務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911

9. 規則第9条第2項の適用	]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]		満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	17年9月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	7年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり   2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)	]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・2	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申告時において本人確認を徹 ても必要項目のみ入力できる		頁目のみ記入するようになっており、システムにおい
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]±	全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情に 不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対 けれるリスクへの対象 システムを通じて目的 システムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	報との紐付けが行われるリスクへの対策 スクへの対策 対策  対策  を(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申告時において手続きに必要 テムへのアクセス権限も制限な		ようになっており、本人確認を徹底している。またシス

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	税務課長 星野 弘	税務課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	Ⅳリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年11月19日	1 関連情報4. 情報提供イット ワークシステムによる情報連携	供の根拠):27、28の項(別表第二における情報 照会の根拠):27の項・行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律別表第二の主務省令で定める事務を定	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):27、28の項(別表第二における情報照会の根拠):27の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠):第20条	事後	
令和3年11月19日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月19日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	<ul><li>・軽自動車税システム</li><li>・宛名管理システム</li><li>・中間サーバー</li></ul>	<ul><li>・軽自動車税システム</li><li>・宛名管理システム</li><li>・中間サーバー</li><li>・住登外者宛名番号管理システム</li><li>・統合収納管理システム</li><li>・統合滞納管理システム</li></ul>	事前	ガバメントクラウドの活用による一部追加
令和6年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項	事後	法律改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):27、28の	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(表における情報提供の根拠)48、49の項(表における情報照会の根拠)48の項	事後	法律改正のため
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である	事後	新規追加のため
令和6年11月1日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策 十分である	事後	新規追加のため
令和7年9月25日	I 関連情報3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項	番号利用法第9条別表24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定 める命令第16条	事後	
令和7年9月25日	I 関連情報4. 情報提供ネット		(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表48、49の項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表48の項	事後	
令和7年9月25日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	令和6年10月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月25日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	500人以上	500人未満	事後	
令和7年9月25日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和6年10月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	